

被相続人居住用家屋等確認申請書における 市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

国土交通省 住宅局
住宅総合整備課
令和7年9月

重点10(管理番号52)：租税特別措置
に関する市町村事務の見直し(国土
交通省)

本確認事務を市区町村が行う理由と本確認事務の法的性格について (専門部会からの再検討の視点を踏まえた回答及び対応方針)

再検討の視点

- ①本確認事務は形式的な書類のチェックにとどまり、かつ、税制特例の適用可否にかかわるところであるため、市区町村が本確認事務を実施する必要性が不明瞭。そのため、最終判断者である税務署による確認事務の実施が合理的と考えるが、このことに対しての見解如何。
- ②本確認事務は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で實際を課されており、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えているが、この点について見解如何。



第二次回答の概要

- ①一般に、税制特例の適用要件を満たすことについては、納税者側が証明する必要があり、本特例についても確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計となっている。
本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうかについては、納税者が自ら提出する書面だけで証明することが難しいため、公的機関である市区町村が実態に即した調査の上で当該要件を満たしていることを確認し、納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしており、この確認は、市区町村において属地的に対応いただく必要がある。よって、本特例の適用対象となる空き家に密接に関わり、必要に応じて実態調査が可能な市区町村において本確認事務を行うことが最も適切。
- ②市区町村は、空家特措法第9条第1項に基づく調査が可能であり、同法第4条においても空き家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されている。また、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものであるため、地方自治法違反には当たらないと考える。
- ③一方で、国土交通省としても、一部の市区町村において本確認事務の負担が大きくなっていることは承知している。本件提案を受けて、市区町村の確認事務の負担軽減につながる具体的な方策について、検討を進めてまいりたい。

本特例創設時における各種協議の状況について

・市区町村が実施する確認事務の内容については、本特例創設時に財務省、国税庁及び総務省地域振興室と調整の上、全国知事会、全国市長会、全国町村会にも説明を行っている。

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について

(一部抜粋)

- ・本通知は、当該家屋及びその敷地等の存する区域の市区町村に対して、本特例措置の適用を受けようとする者が確定申告書に添付する確認書の交付等について示すものである。
- ・なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済であるので、念のため申し添える。

六 所在市区町村が行う確認

1 所在市区町村が確認する内容

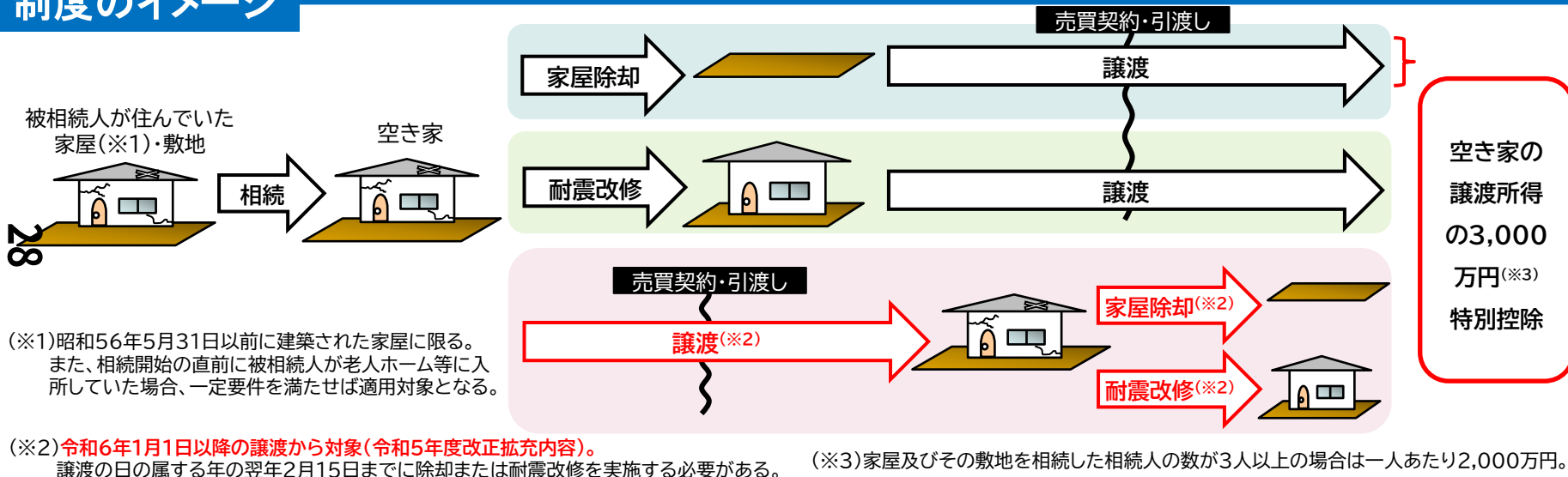
所在市区町村においては、被相続人居住用家屋等確認申請書に記載された被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその敷地等が適用対象となる家屋及び譲渡の要件を満たしていることを確認した上で、被相続人居住用家屋等確認書を交付するものとする。この被相続人居住用家屋等確認書の交付に当たっては、申請者から提出された書類、空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベース、申請者への必要に応じたヒアリングなどにより確認を行うものとする。

<参考> 空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)の概要

制度の概要

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の住まいを相続した相続人が、その家屋又は敷地の譲渡にあたり一定の要件を満たした場合、その譲渡にかかる譲渡所得の金額から3,000万円(家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数が3人以上の場合は2,000万円)を特別控除する。

制度のイメージ



□本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費}(\text{譲渡価額} \times 5\%(\text{※4})) - \text{譲渡費用}(\text{除却費用等}) - \text{特別控除3,000万円}$$

(※4) 取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

<前提条件>

- ・昭和55年建築
- ・被相続人が20年間所有
- ・相続人は1名
- ・除却費200万円
- ・取得価額不明

○本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額：0円

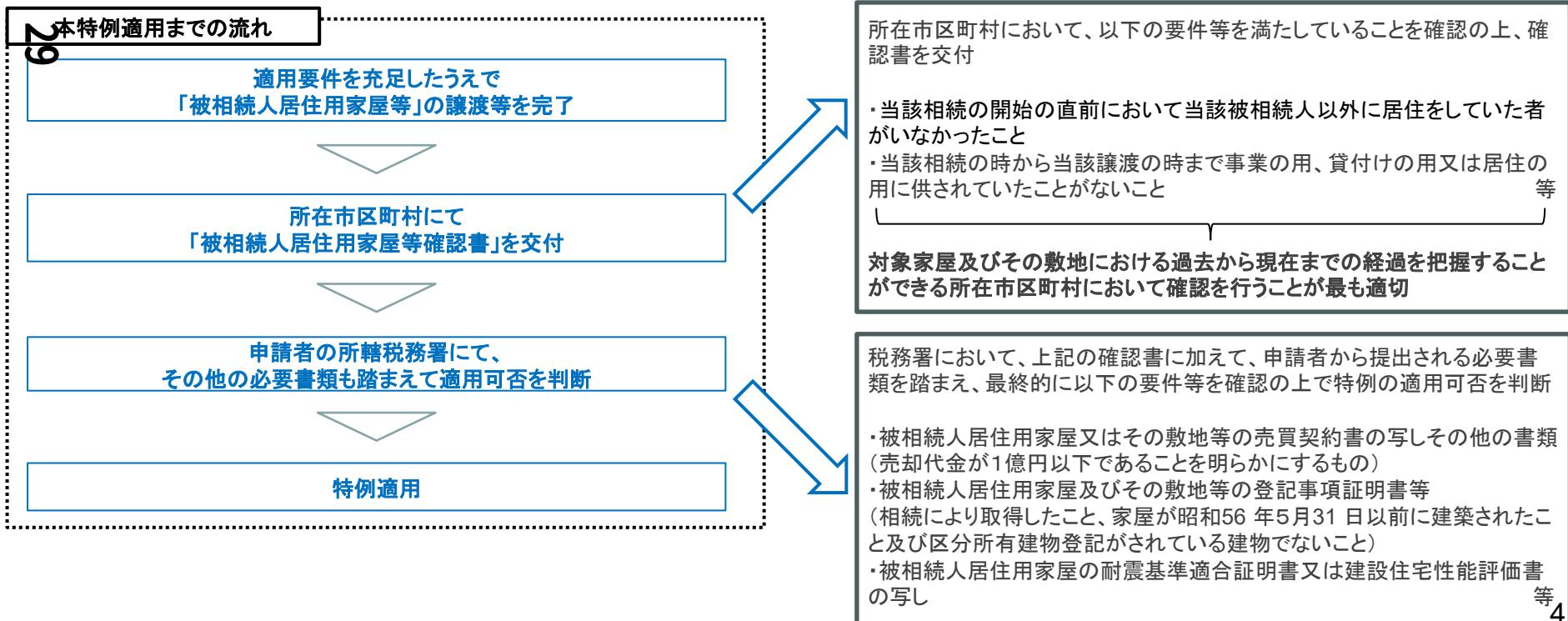
$$(500\text{万円} - (500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円} - 3,000\text{万円}) \times 20\% = 0\text{円}$$

○本特例がない場合の所得税・個人住民税額：55万円

$$(500\text{万円} - (500\text{万円} \times 5\%) - 200\text{万円}) \times 20\% = 55\text{万円}$$

<参考> 本特例の適用までのフローについて

- 本特例措置の適用に当たっては、①当該家屋及びその敷地等の存する区域の市区町村が交付する確認書の交付を受けた上で、②当該確認書及びその他の必要書類を添えて確定申告を行うことが必要。
- このうち、①の所在市区町村の確認書発行については、相続開始の直前の被相続人の対象家屋への居住の状況、相続の時から譲渡までの間の対象家屋の利用の状況など、対象家屋にかかる属地的な状況について確認を行うこととされている。
- 確認書の発行については、対象家屋のこれまでの利用状況等を把握できる所在市区町村による確認を行うことが最も適切。



<参考> 被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類のチェックリスト

提出書類のチェックリスト(様式1-3)

【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】
※市区町村記入欄

(前ページの続き)

必要な書類の一覧		確認欄
①	被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可) ※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後別の老人ホーム等に転居していた場合は、当該被相続人の戸籍の附票の写し	
②	申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し(原則コピー不可) (相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)から申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までの住所がわかるもの) ※住民票の写しでは相続開始の直前(被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前)の住所が確認できない場合(従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合、2回以上移動している場合等)は、当該被相続人の戸籍の附票の写し	
③	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の「譲渡の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー等 ※売買契約書で申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の引渡しがあった日が確認できない場合は登記事項証明書等(その譲渡の時期を確認できるもの)	
④	相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)のいずれか	
(i)	申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等(原則コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等(原則コピー不可) ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	
⑤	申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」又は「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合は(i)、取壊し、除却又は滅失の場合は(ii)のいずれか	
(i)	耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった日(耐震改修工事の完了日)が確認できる書類として、工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等	
(ii)	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書(原則コピー不可) ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等(その取壊し等をした時期及び対象を確認できるもの)	
⑥	申請被相続人居住用家屋及びその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下の(i)～(iii)のいずれか(複数の書類が提出された場合は、当該複数の書類の全て)	
(i)	電気、水道又はガスの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの	
(ii)	申請被相続人居住用家屋の相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面 ※コピー可、宅地建物取引業者による広告が行われたものに限る	
例	所在市区町村が、申請被相続人居住用家屋が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」及び申請被相続人居住用家屋の敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」の要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類	
	(ア)所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書	
	(イ)申請者が所在市区町村又は所在市区町村が認める者に対して申請被相続人居住用家屋又は敷地等が空き家又は空き地である旨の登録を行っていることの証明書	
その他上記以外の書類()		

(次ページに続く)

⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)～(iii)の全ての書類	
(i)	介護保険の被保険者証のコピーや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証のコピー等(※)、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ※その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等でも可とする。	
(ii)	施設への入所時における契約書のコピー等、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (ア)老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する介護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別介護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (イ)介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ウ)高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅(「ア」の有料老人ホームを除く。) (エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限る。)又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居	
(iii)	被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを証する書類として以下のいずれか(複数の書類が提出された場合には、当該複数の書類の全て) (ア)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)及び使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる書類 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のもの (イ)申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー等 (ウ)その他要件を満たしていることを認めることができるような書類(※9)	
⑧	申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かる売買契約書等のコピー(※10)	
備考	(例:空家等対策の推進に関する特別措置法第11条に基づく空家等に関するデータベースから確認できた内容、上記書類によって確認できなかった場合(該当する確認欄に「※」を記載すること)において代替書類・補充書類及びアブリック内容・申請者の申立てにより確認できた内容等)	

(※9) 申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛の郵便物等。また、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類の提出があったが当該書類で契約名義(支払人)が明確とならなかった場合(すなわち、家屋の一定使用は認められるが、事業の用等に供されていないことが確認できない場合)の書類として、市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書、不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等。

(※10) 本書類の提出がないことをもって、所在市区町村による被相続人居住用家屋等確認書の交付が妨げられるものではないため、書類の提出が困難な場合には所在市区町村に相談すること。

(用紙 日本産業規格 A4)

登録免許税の税率軽減措置に係る 住宅用家屋証明発行事務について

国土交通省 住宅局
令和7年9月

重点10(管理番号280):租税特別措置に
関する市町村事務の見直し(国土交通
省)

- 住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、租税特別措置法第72条の2等により、一定の要件を満たす住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る税率を軽減する特例措置が講じられている。
- 租税特別措置法施行令第41条等により、当該**特例措置の対象となる家屋であること**につき、以下の書類の書面審査により、**当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長等が証明**することとされている。

(住宅用家屋証明書の発行に必要な主な書類)

書類	確認事項
確認済証・検査済証	所在地、建築年月日、床面積、区分建物の耐火性能
登記事項証明書、登記完了証等	所在地、建築年月日、床面積、区分建物の耐火性能(マンション等耐火建築物であることが明らかな場合)、構造、地震に対する安全性(築年数要件)
認定通知書の写し(認定住宅の場合)	認定長期優良住宅、認定低炭素住宅であること
住民基本台帳又は住民票の写し	当該個人が居住の用に供すること
設計図書、建築士の証明書	区分建物の耐火性能(木造等の区分建物の場合)
申立書、入居見込み確認書等(住民票の転入手続きが済んでいない場合)	当該個人が居住の用に供すること
金銭消費貸借証明書等(抵当権設定登記の場合)	抵当権の設定に係る債権
売買契約書、売渡証書	取得年月日
家屋未使用証明書(建築後使用されたことのない家屋の場合)	建築後使用されたことがないこと
耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵保険付保証明書(昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合)	地震に対する安全性
増改築等工事証明書(買取再販がされた住宅用家屋の場合)	工事費要件

住宅用家屋証明発行事務に係るこれまでの経緯

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 (仙台市)

【 求める措置】

- 登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区町村長の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。

【 見直しによる効果】

- 市区町村における住宅家屋証明の交付事務に係る負担が軽減される。
- 住民にとっても、住宅用家屋証明を取得するという手間が省かれ、利便性が向上する。

3 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和3年12月21日閣議決定)

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置における市区町村長の証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和5年12月22日閣議決定)

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置 (72条の2等) における市区町村長の証明事務 (施行令41条及び42条1項) については、施行令41条及び42条1項に規定する要件の審査に係る市区町村の事務負担を軽減するため、宅地建物取引業者が発行する確認書を活用できることとし、その旨を地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に令和6年中に通知する。

今回の提案事項及び支障事例

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

〔求める措置〕

- 登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。

〔制度改正による効果〕

- 市区町村においては、窓口交付事務、郵送交付事務の軽減が図られる。申請者においては、証明書を受け取る負担が軽減され、登記申請をスムーズに行うことができるようになる。

具体的な支障事例

登録免許税の軽減を申請するため、住宅用家屋の取得等後1年以内の登記等の際、住宅用家屋が所在する市区町村長が証明した証明書が必要となる。現在、住宅用家屋証明の交付事務は、申請者が必要な書面を揃えて市町村窓口に提出し、市町村は書面審査のみで可否を判定したうえで、複写式の申請書の一部に市町村公印を押印し、証明書として発行している。申請者は単なる書面審査であるにもかかわらず、法務局ではなく、いったん市町村に書面申請し、書面で交付される証明書を法務局に持参する必要があり、不要な負担となっている。また、当市では当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均6,000～7,000件あり、大きな負担となっている。(以下略)

一次回答及び追加共同提案団体からの見解

提案への一次回答

令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年4月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通知し、同年7月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。（以下略）

35

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

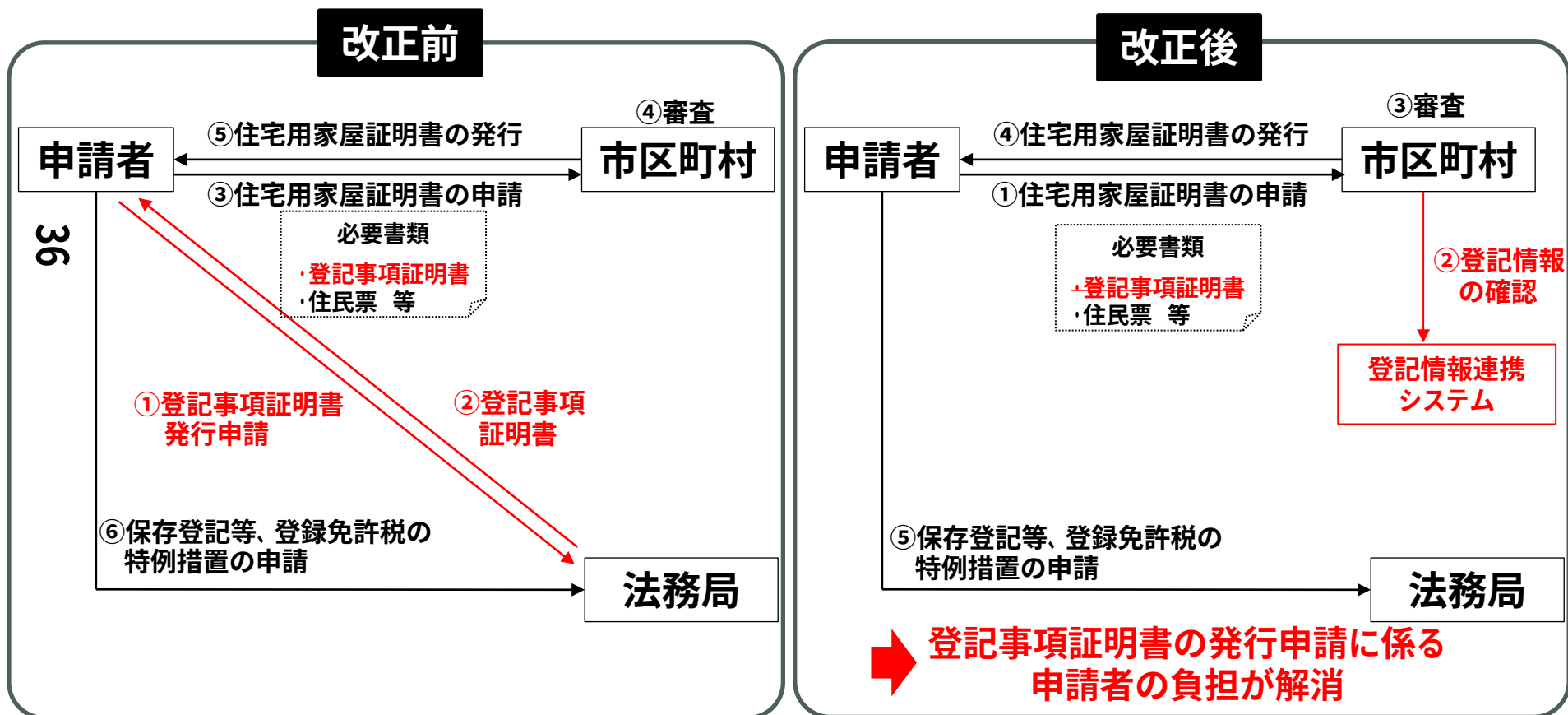
令和3年の提案募集は、市区町村の事務負担の軽減だけではなく、住民に対して過度の負担を課しているといった面からも改善提案を行ったものである。登記手続き時の必要書類と住宅用家屋証明の申請時の必要書類は重複しているものが多く、二重に負担を強いていることから、法務局による受付へ移行すべきであるという考えは令和3年の提案時から変わっていない。

宅地建物取引業者による入居見込み確認書の運用については、宅地建物取引業者にとっては事務軽減にならず、むしろ負担増となるため、現状では利用されることはほとんどなく、結果として市区町村の事務負担の軽減にはつながっていない。

上記の事情を踏まえ、**廃止が難しいということであれば、すでに情報連携を行っている登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付できる仕組みとすることで、申請者の来庁負担軽減を図ることができるのではないか。**

提案事項についての検討の方向性

- 御提案にある「**申請者の来庁負担軽減**」の観点から、本年度から地方公共団体での利用を順次拡大している**登記情報連携システムを活用**し、住宅用家屋証明書の申請に必要な**登記事項証明書の添付を省略することができないか検討**してまいりたい。



住宅用家屋証明交付事務の廃止（管理番号 280）について

重点10(管理番号280):租税特別措置
に関する市町村事務の見直し(法務
省)

令和7年9月17日
法務省民事局

二次回答

住宅用家屋証明書は、住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るために講じられた税制措置（所有権の保存の登記等をする際に納付する登録免許税の軽減措置）の実施のために、租税特別措置法施行令第41条又は第42条の規定に基づき、対象となる住宅が一定の要件に適合するものであることを確認し、市町村長又は特別区の区長が証明した書類である。

この要件に適合するかどうかの審査においては、登記事項に合致するかどうかといった形式的審査のみではなく、**登記制度では審査の対象とはならない居住要件を満たすかどうかといった実質的審査も含まれており**、そのような審査を法務局で実施することについては、登記をしなければ不動産の物権変動を第三者に対抗することができない対抗要件主義（民法第177条）のもとで、**当事者間では物権変動が生じているのに、上記の要件審査が必要となるために対抗力を迅速に備えることができない**ことから、当該要件に適合するかどうかの審査をも担当することは**現実的に困難**である。

なお、登記情報連携システムは、国や地方公共団体が登記事項を確認することにより、登記事項証明書の添付省略や公用請求代替の場面で活用したり、地方税法に基づく通知をしたりするために開発されたものであり、現行のシステムでは住宅用家屋証明を授受することはできない。そのため、御提案にあるように住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付するためには、住宅用家屋証明書の電子化の方策やシステム間連携の在り方の検討、更には登記所と市区町村の両方のシステム改修が必要であり、その費用をどのように確保するか等の様々な課題がある。

他方、御提案にある「申請者の来庁負担軽減」の観点から、登記情報連携システムの活用など、申請者の負担軽減策について検討してまいりたい。

加えて、入居見込み確認書については、第1次回答でも回答したとおり、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、昨年7月から運用が開始されたところであり、引き続き普及に努めてまいりたい。

説 明

・登記所では、対抗要件の具備の状況を適切に公示する（年間1,000万件以上の申請）ことにより、国民の権利の保全と取引の安全に寄与している。

大量の登記の申請を迅速に処理するため、不動産登記は、提出された申請情報及び添付情報のみで、登記をするのに必要最小限の内容を審査する形式的審査をすることとされている。

39 ・不動産登記において求められる審査には、住宅用家屋証明事務に求められるような審査は当然に含まれておらず、そもそも登記官は、居住用の建物であるかどうか、耐火基準を満たしているかどうかや地震に対する安全性を満たしているかどうかといった審査に必要な知識はない。

・所有者不明土地の解消に向けた取組を並行して実施していることから、新たな業務を受け入れる余力が乏しい。

結 論

住宅用家屋証明書の審査を登記所で実施することについては、登記所における審査事項ではない要件を登記所で審査することになり、実質的にもその余力がないため、対応は困難である。

○民法（明治29年法律第89号）

（物権の設定及び移転）

第百七十六条 物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

第百七十七条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

○不動産登記法（平成16年法律第123号）

（目的）

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（登記の順序）

第二十条 登記官は、同一の不動産に関し権利に関する登記の申請が二以上あったときは、これらの登記を受付番号の順序に従ってしなければならない。

○不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）

（登記の順序）

第五十八条 登記官は、法第二十条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従って登記するものとする。

都市計画法に基づく市街化区域の設定を 土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること (管理番号30)

41

令和7年9月17日
国土交通省都市局

重点35:都市計画に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること(国土交通省)

令和7年7月8日（火）
地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会にて、提案団体（亀岡市）と意見交換の場を設けるよう指摘

日時	令和7年7月29日（火）14:00～15:00
参加者	【亀岡市】 まちづくり推進部 都市計画課 【国土交通省】 都市局 都市計画課 【内閣府】 地方分権改革推進室
42 内容	提案団体である亀岡市と対面で意見交換を実施し、市が直面する具体的な都市課題と区域区分制度の運用について意見を交わした。 【亀岡市】 ・人口は減少下にあるが、土地区画整理で開発されたエリアへのファミリー世帯の転入により、世帯数は増加している。 ・I C付近で土地利用のポテンシャルが高く、地権者や事業者から土地活用の相談が多いが、市街化編入のハードルが高く、事業者が離れていってしまう。 ・逆線引きについての検討も行っているが、地元の合意形成に至っていない。 ・人口フレームのみを市街化編入の根拠にされてしまうと、マイナスの自治体は何も出来ない。



国土交通省としての見解

- 区域区分については、京都府に決定の権限があるものであるが、亀岡市と京都府との調整にあたっては、国として他の自治体の取り組み等を踏まえて必要な助言をする。
- 地区計画を活用して産業誘致を進めるのも一つの方法である。
- 地元に対して、市として積極的に逆線引きを推奨していくことも手なのではないか。
- 人口フレームの考え方を含めて、市街化区域縁辺部の土地利用コントロールに関する手引きを作成し、具体的な事例を示すことを検討する。

人口減少下の都市郊外部の対応について

背景・方針

- 人口減少下でも区域区分制度は引き続き有効であるが、人口フレーム方式を基本としつつも適切な土地利用コントロールについては、地域の実態に即した柔軟な運用が求められるところ。
- 自治体の適切な土地利用施策の運用に資する“手引き”の作成等を行い、持続可能で地元住民が主体的に関わることができる地域の取り組みを後押しする。

R7年度の調査による取組

- 適切な土地利用コントロールを先行的に実践している自治体の現場の状況の確認、関係組織への必要な調整や住民説明等の取り組みに係る情報を収集する。
- 実務に携わる自治体担当者向けの“手引き”を作成する。
- 先進的な事例の共有を含めて、今後各地域で工夫することが求められる土地利用施策の普及・展開を促進する。

“手引き”等の作成

実務者への啓発

効率的な土地利用を
自治体が主体的に推進する

【スケジュール】

～令和7年 先行事例を収集

関係組織と調整してとりまとめ

令和8年～ “手引き”として公表する

説明会等による普及・啓発

提案事項に対する考え方（一次回答）

求める措置の具体的内容

- 都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

支障事例

- 当市は、周囲を市街化区域に囲まれた市街化調整区域（以下「穴抜きの調整区域」という。）が複数存在しており、それら穴抜きの調整区域はこれまで農地として活用されてきたが、営農者の高齢化や後継者不足という状況に加え、京阪神地域からの住宅地開発の要望が高まっている。
- しかしながら、市街化区域の設定方式が人口フレームを基本とした現制度の下では、人口減少が進んでいる当市の場合、住居系の土地利用を目的とした市街化区域拡大は困難な状況であり、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も可能にすることで、将来的にインフラの負荷軽減や効率的な行政サービスの提供が可能になると考えている。

提案に対する回答

- 都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。
- 区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。
- 人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。

提案事項に対する考え方（二次回答）

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 第1次回答のなかで「人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではない」とされているが、現行の運用で、具体的にどのような柔軟な運用がとれるのか御教示いただきたい。また、地方創生という観点からも、人口フレーム方式によらない市街化区域への編入など、地方都市の活力につながる柔軟なまちづくりができる制度を創設していただきたい。
- 都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

専門部会からの主な再検討の視点

45

- 人口フレーム方式を基本としつつも、人口減少下においてどのような区域区分を行っていくことが望ましいかについて、市街化調整区域の市街化区域への編入の検討に際し市街化区域の縁辺部を見直しつつ、その区域を市街化調整区域に編入する場合の考え方や立地適正化計画のあり方等も含めたまちづくりの具体的なモデル例やイメージ像の形で提示してはどうか。
- 区域区分に係る都市計画については、国土交通大臣に協議し同意を得ることとされており、国でも把握しているところ、「柔軟な運用」に該当するような人口フレーム方式のみによらない計画の具体的事例があれば、それを参考として地方公共団体に示してはどうか。

提案事項に対する考え方（二次回答）

- 人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。
- 今回の提案や提案自治体との意見交換を踏まえて、街の置かれた社会情勢により、市街化を図るべき地区は変化しているところであり、人口フレームの考え方を含めて、市街化区域縁辺部の土地利用コントロールに関する手引きを作成し、具体的な事例等をお示しすることにより、自治体へ向けた普及・啓発ができないか検討してまいりたい。

国土利用計画法に係る事後届出のオンライン化 及び市町村経由事務の廃止に係る提案について

令和7年9月
国土交通省

重点2: 各種経由事務の見直し(国土交通省)

土地取引制度の目的

- 土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る。

事後届出の概要

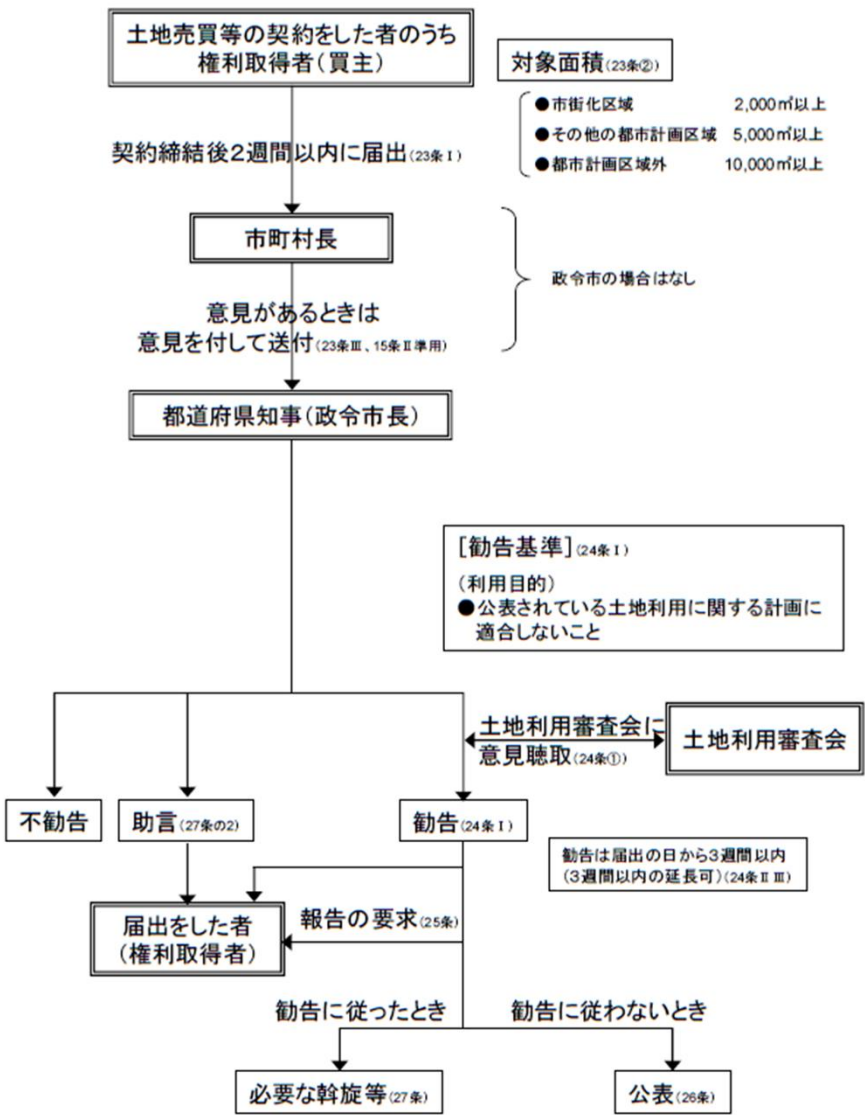
- 土地売買等の契約を締結した場合には、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
- 市町村長は、都道府県知事へ意見があるときは意見を付して送付する。
- 都道府県知事は利用目的の審査、必要に応じて勧告、助言を実施する。

※ 国土交通省は、都道府県等の協力の下、全国的に統一整備した実態統計処理システムを用いて、届出件数、面積、利用目的、取引主体等について全国や地域別に集計、公表。

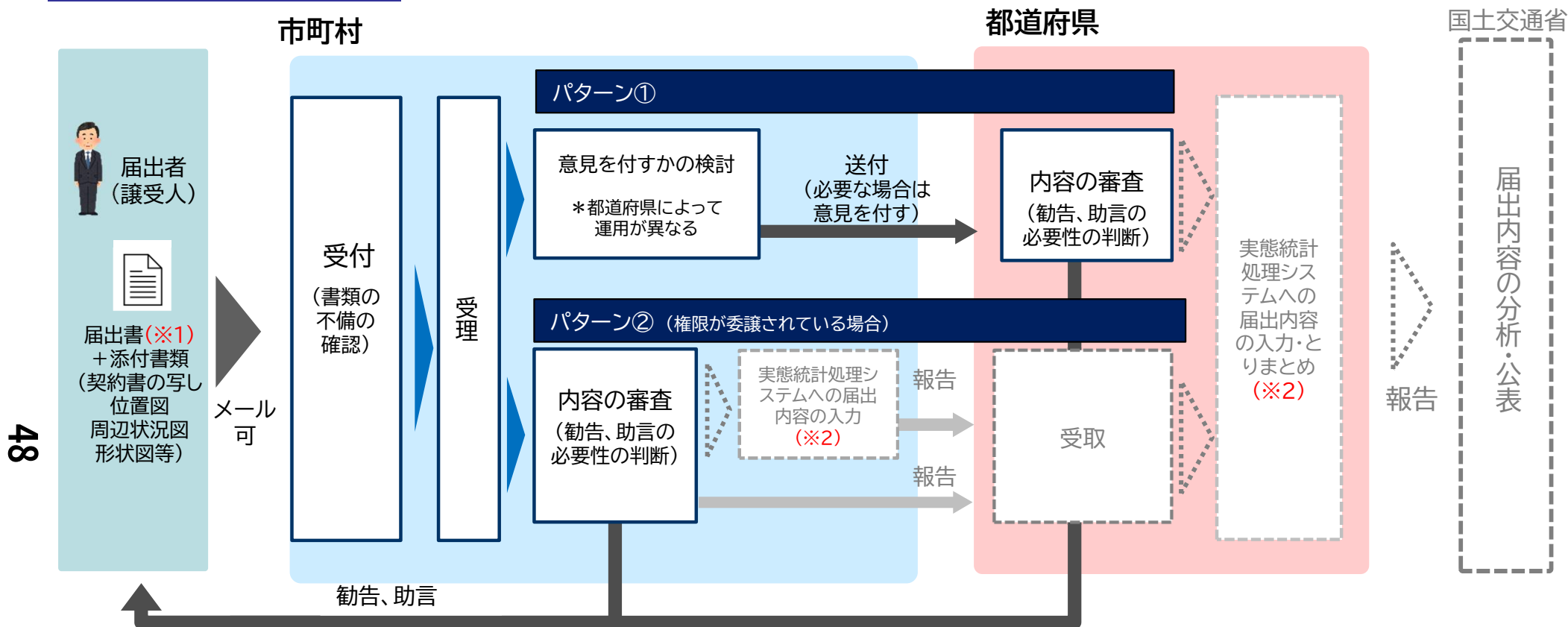
(参考) 指定区域における土地取引制度

区域	区域指定要件等	規制手段	対象面積	勧告内容
注視区域	地価の相当程度の上昇等があれば、都道府県知事等が指定	事前届出	市街化区域：2,000㎡以上 その他の都市計画区域：5,000㎡以上 都市計画区域外：1 ha以上	・ 利用目的や価格の変更 ・ 契約締結の中止
監視区域	地価の急激な上昇等があれば、都道府県知事等が指定	事前届出	都道府県知事等が規則で定める面積以上	・ 利用目的や価格の変更 ・ 契約締結の中止
規制区域	投機的取引の集中、地価の急激な上昇等があれば、都道府県知事等が指定	許可	区域内の全ての土地取引	・ 利用目的や価格が適正でない場合は不許可とする

事後届出制 手続のフロー (23条～27条の2)



事後届出事務処理フロー



※1 オンラインによる届出に活用できる標準様式（電子ファイル）を都道府県に配布（令和7年4月）

※2 届出内容の自動取込み機能を追加するシステム改修中（令和7年度）

地方自治法第252条の17の2に基づく 事後届出に係る事務の権限移譲の状況

権限委譲を行っている府県数	14
権限移譲された市町村数	268

※ 同一府県内であっても、権限移譲された市町村、権限移譲されていない市町村が混在している府県もある。

事後届出（23条）及び助言（27条の2）の件数

年	令和元	2	3	4	5	6
事後届出件数	17,039	15,694	18,147	18,379	18,984	18,784
助言件数	287	353	566	652	833	909

届出事項の整理・合理化、統一様式の廃止等

届出者・受理者の負担の軽減を図るため、国土利用計画法施行規則を改正

(令和7年4月1日公布、同年7月1日施行)

- ・権利・設定に係る権利以外の権利（抵当権等）など一部の記載事項を廃止
- ・紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止するとともに、副本の提出を不要化



記載項目の配置等については都道府県等で設定可。

オンライン（メール）での届出に活用できる標準様式（電子ファイル）を都道府県等に配布。（令和7年4月）

49

国の実態統計処理システムの改修

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日 閣議決定）

（13）国土利用計画法

- （ii）土地売買等の事後届出（23条1項）に係る当該届出内容の国への報告については、その際に使用する土地取引規制実態統計処理システムの改修など、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



【対応】

システムへの手入力作業が不要となるよう、届出情報を自動的にシステムに取り込むことができるようシステム改修中（令和7年度中）。

システムへの取込み機能が付与された標準様式（電子ファイル）を都道府県等に配布。（令和7年4月）

提案団体：薩摩川内市、枕崎市、南九州市

- ## 一次回答

回答：国土交通省

- 国土利用計画法第23条に基づく事後届出については、国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から市町村の経由としており、経由規定の廃止に当たっては慎重な検討が必要と考えています。

また、国土利用計画法施行規則の改正を令和7年4月1日（7月1日施行）に行い、これまで紙による提出を前提とした統一的な様式を廃止し、オンラインによる届出等に対応するための標準様式（電子ファイル）を都道府県・指定都市へ配布しており、届出者、受理者の負担軽減を図っているところです。

土地売買等届出書入力フォーム

土地売買等届出書標準様式

「入力欄」のうち、白色のセルのみ入力
※上から順番に、5.その他参考となるべき事項までに入力し、途中から入力しないでください
※黒く塗りつぶされた項目は入力不要です。入力内容に応じて塗りつぶしが解除された場合、入力が必要になります

1. 契約内容に関する事項
(1) 契約日、契約の種類等

#	項目	必須	入力欄	入力方法	入力内容
1	提出年月日	必須		提出入力 (任意)	本調査票を提出する日付 (※ (西暦) yyyy/mm/ddを入力すると和暦に変換されます)
2	契約年月日	必須		提出入力 (任意)	契約締結の契約日付 (※ (西暦) yyyy/mm/ddを入力すると和暦に変換されます) ※契約締結の機会、予約決定日付
3	契約の 内容 の 種別	必須		システム選択	システムによって異なる内容に選択する 「無償標準」、「標準上級」、「貴客専用」、「信託受託型」、「そのほか」から選択
4	契約の 種類	必須		提出入力 (必須、必須上級上級)	「標準上級」、「標準上級上級」を選択した場合のみ、具体的な契約内容
5	権利の帰属、設定	必須		システム選択	契約に依る権利の変更の内容 「権利の帰属」、「設定」

(2)届出人である権利取得者（譲受人）

#	項目	必須	入力欄	入力方法	入力内容
1	郵便番号	必須	必須入力 (半角のみ)	郵便番号 (ハイフンを含め半角で記入) 郵便局が海外の場合、かつ、郵便番号がない場合は郵便番号不要	
2	都道府県名	必須	リストから選択	住所のうち、都道府県名 (外国の場合「国外」とする)	
3	市区町村名	必須	リストから選択	住所のうち、市区町村名 外国の場合は不要	
4	町丁目、地番等	必須	必須入力 (半角・全角とも可)	住所のうち、町丁目、地番等 外国の場合、国名以外の住所	
5	ビル、マンション名、部屋番号等	提出の場合は必須	必須入力 (半角・全角とも可)	住所のうち、ビル、マンション名、部屋番号等 (「町丁目、地番等」を含め、30文字以内で入力)	
6	「個人」又は「法人」の区分	必須	リストから選択	「個人」又は「法人」	
7	氏名 (法人の場合は法人名)	必須	必須入力 (半角・全角とも可)	姓(姓)と名(名)の順に入力 個人は姓と名(名)の順に(全角)を入力、法人は法人名欄と名(名)の順に(全角)を入力 (最大25文字程度で入力)	
8	代表者名 (法人の場合はのみ)	必須	必須入力 (半角・全角とも可)	名称「法人」の場合 名称と姓と名(名)の順に入力(全角)を記入 (最大25文字程度で入力)	
9	電話番号	必須	必須入力 (半角のみ)	固定式の電話番号 (ハイフンを含め半角で記入) 固定装置の場合、市外局番から記入	
10	Eメール等	必須	リストから選択	個人の場合は、Eメールで受け取られる機関 法人の場合は、そのほかにならなくて振替した送金や郵便振替した国 リストに無い場合、「その他」	
11	住所の記載欄等	必須	必須入力 (半角・全角とも可)	住所の記載等が「その他」の場合、具体的な国名、地域名等 (20文字以内)	
12	「代表者」又は「特別代表者」(法人のみの)	必須	リストから選択	名称「個人」であり、かつ、名称「代表者」以外の場合 代表者又は特別代表者の場合は「法人」	

入力フォームに必要事項を入力すると、土地売買等届出書を自動的に生成される。
併せて、実態統計処理システムに取込み可能なDATAファイルを出力

[illegible]

(入力フォームでは、必須、任意、入力不要な項目が表示され、入力不備を防止。)

一次回答を踏まえた提案団体の見解

提案団体：薩摩川内市、枕崎市、南九州市

届出の中には、複数の市町村にまたがる大規模開発・計画に基づいた土地取引もあり、その場合、土地の所在に応じた市町村へ提出することになっている。国民の利便性を考慮するならば、都道府県が窓口となり、届出者が一括で提出できるようにした方が利便性が高いと考える。また、都道府県知事は、土地の利用目的について必要な変更がある場合は勧告することができるが、3週間以内という期限が設けられており、都道府県を窓口とすることで、迅速かつ総合的な判断・勧告ができると考える。

規則改正による標準様式の活用により、オンラインによる届出への対応も可能になることについては、負担が軽減され、時間的制約が緩和される効果がある。しかし、受理者（市町村）は、提出の際に、電子データを印刷する必要があるため受理者の事務負担が増加するといった事態も発生している。オンラインによる届出を可能とする場合の運用上の留意点についても周知していただきたい。

届出のオンライン化については、e-Gov等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、事務処理の効率性はさらに高まるものと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

【全国市長会】

e-Gov等を利用した届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止について、提案の実現を求めるものであるが、当該手続の廃止による影響等を勘案し、対応していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- e-Gov等の既存システムも含め、全国統一的な届出システムを整備すれば、届出者は1つのID・パスワードで全国の自治体に対して届出を行うことができ、規則改正後の標準様式と併せて、届出者の利便性向上及び審査等に係る事務処理の効率性がさらに高まるのではないか。
- 市町村を跨いで活動する事業者の場合、オンラインによる届出を可能とした上で、届出先を都道府県にすることにより、複数の市町村に対して別々に届出を行う必要がなくなるため、利便性がさらに高まるのではないか。
- 経路規定の廃止について慎重な検討が必要との回答だが、届出のオンライン化により形式的なエラーチェックが可能になると考えられるため、市町村及び都道府県による2重の審査は不要とするべきではないか。

二次回答

回答：国土交通省

届出者の利便性及び業務の効率性の向上等の観点から、国土利用計画法第23条に基づく事後届出においては、**国土利用計画法施行規則を改正（令和7年7月1日施行）**し、届出事項のうち移転・設定に係る権利以外の権利（抵当権等）、土地利用に関する計画の概要等を廃止するとともに、**書面を前提とした届出書の様式を廃止してオンラインや電子メールによる届出を推進**することとしました。その際、事務の標準化を希望する自治体は標準化が可能となる**届出書の標準様式（電子ファイル）を作成し、都道府県等に配布**したところです。また、令和5年度地方からの提案等に関する対応方針に基づき、今年度中に届出書の標準様式（電子ファイル）のシステムに取り込める機能を追加するためのシステム改修にも取り組んでいます。その際、法令の適合する範囲内であれば、地方公共団体の実情に応じて様式を定めることとするなど、自治体の創意工夫にも対応できるよう配慮しています。

- ・現時点のe-Govの仕様では一部の事務に対応できないため、国土利用計画法の事後届出に係る全ての事務を完結することが難しいこと
- ・公表用の届出データの集計を専用システムで実施しているが、e-Govで届出されたデータとの連携が可能か不明であること
- ・e-Gov以外のオンラインシステムの整備については、開発及び運用のための予算が追加的に必要となり、地方自治体側の負担についても検討が必要となること

から、**届出者の利便性及び業務の効率性の向上が一層図られるような形でe-Govの一部活用等が可能か**について、**引き続き検討してまいります。**

都道府県への**提出が紙媒体**となっているケースがあるということについては、**実態を把握した上で、オンラインでの届出を可能とする場合の運用上の留意点を周知**することについて検討してまいります。

国土利用計画法の土地取引に関する届出制度は、地価の高騰や土地の投機的取引の増大、土地の乱開発の進行、地域住民の福祉の向上にとって重大な問題となる事態を避けるために創設された制度であり、**国民の利便性、事務処理の効率性、総合行政の確保などの観点から地域の実情を細やかに把握している市町村を経由**することとしており、こうした経路規定の趣旨や以下のような点を踏まえつつ、**慎重な検討が必要**と考えています。

- ・全国町村会、全国市長会及び全国知事会から、それぞれ異なる意見をいただいていること
- ・地方自治法第252条の17の2に基づき、14府県が全部又は一部の市町村への権限移譲を行っており、都道府県毎あるいは同一の都道府県内の市町村毎に事後届出に係る各種事務の手順が異なっていること
- ・複数の市町村をまたぐ申請事例がどの程度あるか不明であること

（土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）

第二十三条 土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（次項において「権利取得者」という。）は、その契約を締結した日から起算して二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

一～七（略）

2（略）

3 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による届出のあつた場合について準用する。

第十五条 2 市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

（土地の利用目的に関する勧告）

第二十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画（国土交通省令で定めるところにより、公表されているものに限る。）に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。

2・3（略）

（勧告に基づき講じた措置の報告）

第二十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告をさせることができる。

（公表）

第二十六条 都道府県知事は、第二十四条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

（土地に関する権利の処分についてのあつせん等）

第二十七条 都道府県知事は、第二十四条第一項の規定による勧告に基づき当該土地の利用目的が変更された場合において、必要があると認めるときは、当該土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（助言）

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出をした者に対し、その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的について、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることができる。

（立入検査等）

第四十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十四条第一項の許可の申請若しくは第二十三条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第一項の規定による届出に係る土地又は当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

令和7年度地方分権改革に関する提案事項について①

現行制度

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」において、未成年者の保護者は「学校教育法第16条に規定する保護者（親権者又は未成年後見人）」とされており、未成年者に係る就学奨励費の申請は当該保護者によって行うこととし、支給先は保護者とされている。

団体からの提案内容

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

提案団体からの具体的な支障事例

- ①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
- ②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者（生徒も可）となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。

就学奨励費の考え方

- ◆ 学校教育法第16条、17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第820条においても、親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うことが規定されている。
 - ◆ 学校教育法第16条における「親権を行う者のないとき」とは、親権者が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、親権喪失宣告を受けたとき等法律上親権を行う者がいない場合と、親権者の長期不在、生死不明ないし行方不明、重病、受刑等事実上親権を行使しえない場合が想定されており、このような場合には、遺言もしくは家庭裁判所の選任によって未成年後見人が定まることとなる。
- ➡ **法令上、親権を行う者が不在の場合は未成年後見人が選定されることが前提とされているため、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者は、「学校教育法第16条に規定する保護者（親権者又は未成年後見人）」に限定されている。**

重点24：特別支援学校への就学奨励に関する法律における
未成年者の保護者の要件の見直し（文部科学省）

令和7年度地方分権改革に関する提案事項について②

提案団体からの具体的な支障事例に対する回答

- ①就学奨励費の申請者は保護者とされているため、親権者が死亡し、未成年後見人が選任されていない場合、就学奨励費を申請できない。
→親権者が死亡した後、すみやかに未成年後見人が選任されるべきであり、未成年後見人の選定後に当該者から申請することが可能。
- ②親権者である父親が勾留されているため祖父に扶養されている生徒において、祖父と父親が容易にやり取りができない中で申請までに時間を要したほか、就学奨励費の振込先は保護者（生徒も可）となっていることから、父親・祖父ではなく生徒本人に口座を用意させることになった。
→父親が親権者である以上、その義務を踏まえ父親から申請を行うべきだが、父親が拘留状態にあることにより、事実上親権を行使しえない場合、すみやかに未成年後見人を選定することで、申請することが可能。

56



今後の対応

それでもなお、申請できない支障事例があるとするならば、その状況について実態把握を行った上で、必要な対応の要否について検討を行う。

今後のスケジュール

- ◆ 10月～11月 支障事例等について、自治体への実態把握を実施
- ◆ 12月～3月末 実態把握を踏まえ、必要な対応の要否を検討し、令和7年度中に結論を得る

【参考】関係法令①

○特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）【抜粋】

（国及び都道府県が行う就学奨励）

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添いに要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- 一 教科用図書購入費
 - 二 学校給食費
 - 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費
 - 四 学校附設の寄宿舍居住に伴う経費
 - 五 修学旅行費
 - 六 学用品の購入費
- 2～4（略）

○学校教育法（昭和22年法律第26号）【抜粋】

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

【参考】関係法令②

○民法（明治29年法律第89号）【抜粋】

第八百十八條 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

第八百二十條 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第八百三十八條 後見は、次に掲げる場合に開始する。

- 一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 後見開始の審判があったとき。

【参考】団体からの提案内容、1次回答

団体からの提案内容

- ◆ 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。

団体からの提案内容に対する1次回答

- ◆ 特別支援教育就学奨励費は、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、これらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする制度であることから、その申請者は、児童又は未成年の生徒については学校教育法第16条に規定する保護者である親権者又は未成年後見人、成人に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者とされている。学校教育法第17条において、保護者は子の就学に関する義務を負うこととされており、また民法第818条において、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定されていることから、親権者及び未成年後見人の義務を踏まえ、児童生徒が未成年者の場合は、現行のとおり親権者及び未成年後見人を申請者とすべきであると考えます。なお、上記の特別支援教育就学奨励費における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。
- ◆ 要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条において、学校教育法第16条に規定する保護者と規定している。学校教育法第16条では、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が子に対する就学義務を負うことを定めており、要保護児童生徒援助費補助金は、子に対する就学義務を円滑に実施できるよう支援する事業であるため、保護者以外は当該補助金の補助対象者とならない。なお、上記の要保護児童生徒援助費補助金における補助対象者の考え方については、親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことを妨げるものではない。

【参考】再検討の視点、2 次回答

1 次回答に対する提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ◆ 経済的負担を軽減する趣旨の給付制度であるため、実態的に当該経済的負担を担っている者について当然対象とすべきではないか。児童又は未成年の生徒について、保護者等以外の者が就学に要する経費を負担する場合は援助の対象とならないが、成人に達した生徒については保護者等であった者以外でも就学に要する経費を負担する場合は援助の対象となると考えられるがその理由如何。
- ◆ 親権者及び未成年後見人が子を監護・教育する権利義務を有するとしても、親権者及び未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合は、権利義務の有無に関わらず、現にその子を監護・教育している親権者及び未成年後見人以外の者に援助を行うことが、特別支援教育就学奨励費の目的に照らしても妥当ではないか。
- ◆ 親権者及び未成年後見人のいない児童・生徒に対する、自治体独自の支援を行うことは妨げないとのことだが、そもそも特別支援教育就学奨励費の目的は保護者等の子に対する教育の義務の履行を支援することのみならず、むしろ特別支援教育の普及奨励を図ること、つまり教育機会均等の確保にある。就学に要する費用を負担している者が、子の監護等の義務を負っているか否かで、国の補助金の支給の有無が区別される合理的な理由はなく、自治体独自の支援に委ねることは適切ではないのではないか。
- ◆ 就学を支援することを目的とした類似の制度である高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度については、主たる生計維持者の収入状況による支給もなされている。また、児童手当については、父母等又は父母指定者に監護・生計維持されていない支給要件児童を監護しその生計を維持する者も支給の対象とされている。特別支援教育就学奨励費についても、これらの制度と同様、法的義務の有無ではなく負担の実態により支給されるべきではないか。

団体からの提案内容に対する 2 次回答

- ◆ 御指摘の「未成年後見人による義務の履行が期待できない状況（親権者の死亡、失踪、育児放棄、収監等）がある場合」について、まずは、速やかに未成年後見人が選定されることにより、特別支援教育就学奨励費の申請は可能となるが、それでもなお特別支援教育就学奨励費を申請できない支障事例について、実態把握を行った上で、必要な対応策について検討する。